

白河市耐震改修促進計画

平成31年3月

白 河 市

目 次

1 はじめに

- (1)白河市耐震改修促進計画策定(改訂)の背景 P 2
- (2)国・県の計画見直し P 3
- (3)平成25年耐震改修促進法の主な改正点 P 3
- (4)白河市耐震改修促進計画の位置付け P 4
- (5)白河市耐震改修促進計画の対象区域 P 4
- (6)白河市耐震改修促進計画の期間 P 4
- (7)白河市耐震改修促進計画において耐震化を図る建築物 P 4~5

表1 特定建築物一覧表 P 6

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- (1)想定される地震の規模、被害の状況 P 7
- (2)東日本大震災における被害状況 P 7
- (3)耐震化の現状と耐震改修等の目標設定 P 8~9

表2 特定建築物耐震化の状況 P10

表3 特定建築物施設類型区分別耐震化状況及び目標値 P11

表4 市が所有・管理する特定建築物施設類型区分別の耐震化の状況 P12

※参考資料1 法第14条第2号及び第3号特定建築物の耐震化の現状 P13

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- (1)耐震診断・改修に係る基本的な取組方針 P14
- (2)耐震診断・改修の促進を図るための支援策 P14
- (3)安心して耐震改修を行うことができるための環境整備 P15
- (4)地震時の建築物の総合的な安全対策 P15
- (5)優先的に着手すべき建築物等の設定 P15~16
- (6)ブロック塀の安全対策について P16

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- (1)ハザードマップの作成・公表 P17
- (2)相談体制の整備 P17
- (3)パンフレット及びホームページ、広報誌の活用 P17
- (4)リフォーム等に合わせた耐震改修の誘導 P17
- (5)町内会等地域との連携 P17

5 その他 P18

※参考資料2 建築物用途区分別施設類型区分について(法第14条第1号) P19

※参考資料3 建築物用途区分別施設類型区分について(法施行令第6条第1項) P20

1 はじめに

(1) 白河市耐震改修促進計画策定(改定)の背景

平成7年の阪神淡路大震災では地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、この地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された、建築基準法施行令の耐震関係規定(新耐震基準)に適合しない、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準(以下「旧耐震基準」という。)により建築されたものでした。この教訓を受け平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法:以下「法」という。)が制定されました。

その後も、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月に福岡県西方沖地震、同年8月に宮城県南部地震など地震が頻繁に発生している中、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(以下、「東日本大震災」という。)は、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。

東日本大震災においては、市内で建築物の全壊が660棟、大規模半壊が331棟、半壊が2,090棟、一部損壊が7,942棟あり、多くの建築物所有者等が建て替えや修繕等を余儀なくされています。

このように、大地震により住宅や建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐことや、倒壊等により避難路等をふさぎ、緊急時に通行障害の要因となることから、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、住宅及び建築物の耐震化や減災化に、より一層取り組む必要があります。

本地域においては、福島県地震・津波被害想定調査(平成10年度)によると、会津盆地西縁断層帯地震や福島県沖地震による影響が想定されます。その他に、南会津地方の大内一倉村断層や栃木県北部にある関谷断層による地震、宮城県沖、茨城県沖地震など、海洋型地震の影響が懸念されます。

このような中で、今後発生が予想される大地震の被害を最小限に抑え、より多くの市民の生命や財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が有効かつ効果的であります。

ここに、国の基本方針及び福島県耐震改修促進計画を勘案し、本市の建築物(木造住宅・特定建築物)の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく、「白河市耐震改修促進計画」を策定(改定)します。

(2)国・県の計画見直し

本市は、平成18年度に策定された福島県耐震改修促進計画に基づき、平成20年12月に白河市耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を90%とすることを目標に耐震化に取り組んできましたが、東日本大震災による甚大な被害や災害に対する社会情勢の変化により更なる耐震化促進の取り組みを充実・強化する必要が生じました。また、平成25年に耐震改修促進法が改正され、平成26年に福島県耐震改修促進計画が改定されています。

①国における住宅の耐震化率の目標見直し

国がこれまでに閣議決定した「住生活基本計画」(平成23年3月)及び「日本再生戦略」(平成24年7月)において大規模災害に対する防災・減災対策の向上として、住宅の耐震化率の目標を平成32年度までに95%と設定したことから、これらの計画と整合性を図る必要があります。

②福島県耐震改修促進計画の見直し

福島県は計画期間を平成18年度から平成32年度までの期間に変更し、かつ、住宅及び特定建築物の耐震化率の目標についても平成32年度までに95%と設定したことから、これらの計画と整合性を図る必要があります。

(3)平成25年 耐震改修促進法の主な改正点

<法改正の趣旨>

建築物の耐震化をさらに促進するべく、建築物の耐震化促進のための規制強化、及び建築物の耐震化の円滑な促進のための措置について改正されました。

主な改正点は以下のとおりです。

- ・不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け
- ・耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置の創設
- ・建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ・区分所有者建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

<耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表>

(要緊急安全確認大規模建築物)

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等 →平成27年末まで

(要安全確認計画記載建築物)

- ・都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物 →平成30年末まで
- ・地方公共団体が指定する緊急輸送路等の避難路沿道建築物 →地方公共団体が指定する時期まで

(4)白河市耐震改修促進計画の位置付け

本計画は法第6条の規定に基づき、国の基本方針及び福島県耐震改修促進計画を勘案し、本市の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するものです。

(5)白河市耐震改修促進計画の対象区域

本計画の対象区域については、白河市全域とします。

(6)白河市耐震改修促進計画の期間

本計画の期間については、福島県耐震改修促進計画との整合を図り、平成20年度から平成32年度までの13年間とします。

なお、法の改正、また著しい社会情勢の変化、耐震化の状況等を勘案し、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

(7)白河市耐震改修促進計画において耐震化を図る建築物

国の基本方針では「住宅・建築物の所有者が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠である。」福島県耐震改修促進計画では「県民は、自ら所有又は管理する建築物について地震に対して安全性を確保する必要がある。」とそれぞれ明文化されていることを踏まえ、本計画では「市民は、自らが所有又は管理する建築物について地震に対して安全性を確保する必要がある。」ということを基本に建築物の用途、規模、構造、建築年度を考慮し、耐震化を図るべきものとして、以下の①～③に示す建築物のうち旧耐震基準により建築されたものを対象とします。

①住 宅

市民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要である住宅の耐震化を促進します。

②特定建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定建築物(6ページ表1参照)。
また、法附則第3条第1項に規定する、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの等が「要緊急安全確認大規模建築物」となります。

③防災上重要建築物

「既存建築物総合防災対策推進計画要綱」(福島県/平成7年12月改正)により、耐震化を進めてきた建築物のうち、特定建築物に該当しない規模のもの。(以下、「防災上重要建築物」という。)

- ・防災拠点施設 — 行政庁舎、警察署、消防署など
- ・避難施設 — 学校、体育館、集会所など
- ・緊急医療施設 — 病院、診療所
- ・居住施設 — 公営住宅(仮設住宅)など

なお、今後、本計画において、法第5条第3項第1号の「病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物」として県の耐震改修促進計画に記載されたものが、耐震改修促進法第7条第1項第1号で定める要安全確認計画記載建築物となります。

表1 特定建築物一覧表

法	政 令 第6条 第2項	用 途	法第14条の所有者の努力義務及び 法第15条第1項の指導・助言 対象建築物	法第15条第2項の 指示対象建築物		
法第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上		
	第2号	小 学 校 等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 盲学校、聾学校、養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障がい者 福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者 福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
	第3号	学 校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他 これらに類する施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演劇場				
		集会場、公会堂				
		展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
		卸売市場				
		百貨店、マーケットその他物品販売を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
		ホテル、旅館				
		賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
		事務所				
		第3号	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
			遊技場			
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ ダンスホールその他これらに類するもの					
	理髪店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに 類するサービスを営む店舗					
工場(危険物の貯蔵場を除く)						
第3号	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の 発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は 待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		
	自動車庫庫その他自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設					
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物					
第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上		
法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 特定建築物		政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上		
法第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に 接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な 避難を困難とするおそれがあり、その敷地が 都道府県耐震改修促進計画等に記載された 道路に接する建築物		全ての建築物			

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

白河市地域防災計画においては、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、更には、平成10年3月に発行された「福島県地震・津波被害想定調査」において想定されている地震のうち、本市に大きな影響を及ぼすと思われるものについては、下記のとおりです。

想定区分	市地域防災計画より	福島県地震・津波被害想定調査より	
	直下型地震	福島県沖地震	会津盆地西縁断層帯地震
想定地震	M7前後	M7.7 浅部深さ20km	M7.0 幅5km 深さ10km
想定震度	—	最大6弱	最大6強
市内の予想震度	平均6弱	最大5弱	最大5強
木造大破棟	—	4,733棟	11,031棟
非木造大破棟	—	158棟	342棟
死者(夜/昼)	—	346人/131人	749人/278人
負傷者(夜/昼)	—	1,632人/1,661人	4,604人/4,476人
避難者	—	35,798人	38,366人

※福島県地震・津波被害想定調査の数値は影響地域の総計を示しています。

(2) 東日本大震災における被害状況

【東日本大震災(平成23年)の白河市の建物被害状況】

〔白河市 市民生活部 生活環境課「東日本大震災の記録と復興への歩み」(平成26年3月)より〕

(単位 棟)

区分		全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	合計棟数
住家	専用住宅	205	172	1,455	6,313	8,145
	併用住宅	27	14	133	451	625
	アパート	8	9	35	142	194
	住家小計	240	195	1,623	6,906	8,964
非住家		420	136	467	1,036	2,059
合計		660	331	2,090	7,942	11,023

(2)耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

①住宅

平成25年住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化率の状況は下表のとおりです。

居住世帯のある住宅の総数約22,270戸のうち、耐震性を有すると思われる戸数については約18,480戸で、耐震化率は83.0%となっております。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化へ取り組むとともに、継続的に取り組んでいく必要があることから、国の基本方針及び福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を平成32年度末までに95%とすることを目標とします。

区分	昭和56年以降 の住宅 ①	昭和55年以前の住宅 ②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (平成27年度末) (⑤/④)	耐震化率の目標 (平成32年度末)
		うち耐震性有③					
木造	10,980	5,540		16,520	12,830	77.7%	—
		1,850					
非木造	5,070	680		5,750	5,650	98.3%	—
		580					
合計	16,050	6,220		22,270	18,480	83.0%	95.0%
		2,430					

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性能有とした。

※昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年度以前のは耐震性能がないものとみなした。

②特定建築物

本市には、法第14条第1号に規定する多数の人が利用する特定建築物が総数202棟存在し、このうち183棟(90.6%)の建築物については、耐震性能を有することが確認できており、残り19棟(9.4%)の建築物については耐震診断を行っていないか若しくは耐震性がない状態にあります。

また、市が所有・管理している特定建築物では、平成28年3月現在、総数72棟のうち、耐震性能を有することが確認できるものについては67棟(93.1%)、残り5棟(6.9%)については、耐震診断を行っていないか若しくは、耐震性がない状態となっております。

本市に存在する特定建築物総数(202棟)には、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合するものも含まれており、その棟数を合せて耐震化率を算出すると90.6%という比較的高い数値となっております。しかしながら、「白河市耐震改修促進計画」において「耐震化を図る。」と位置づけしている、旧耐震基準により建築された特定建築物に限定すると、市内に存在する総数70棟のうち耐震性能を有することが確認できるものについては、51棟(72.9%)、市が所有・管理している特定建築物では、総数31棟のうち耐震性能を有することが確認できるものについては26棟(83.9%)となっております。

さらに、法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が7棟ありこれらについては、全ての建築物において耐震性能を有するものではない状況です。

加えて、法第14条第3号に規定する地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路(福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る)の通行を妨げ、多数の人の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物は24棟ありますが、このうち耐震性能を有することが確認できる建築物は1棟(4.2%)のみという状況となっております。

想定地震による想定被害を減少させるには、減災効果の大きい特定建築物の耐震化、特に旧耐震基準により建築された特定建築物の耐震診断並びに耐震改修を継続的に取り組んでいく必要があり、国の基本方針、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の人が利用する特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とすることを目標とします。

なお、10ページ表2から12ページ表4に本市の特定建築物の耐震化の状況や、市が所有・管理する特定建築物の耐震化の状況を示します。

また、福島県耐震改修促進計画では、法第14条第2号及び第3号特定建築物については、耐震化率等の目標値設定はされていないものの、参考資料として、耐震化の現状について、13ページに示します。

表2 特定建築物の耐震化の状況

(平成28年3月現在棟数)

区 分	昭和56年6月 以降の建築物 ①	昭和56年5月 以前の建築物②		建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有 建築物数⑤ (①+③)	耐震化率 (%) (⑤/④)
		耐震性能有③				
特定建築物 (法第14条第1号)	132	70	51	202	183	90.6%
民間	71	13	0	84	71	84.5%
公 共	61	57	51	118	112	94.9%
市	41	31	26	72	67	93.1%
県	18	25	25	43	43	100.0%
その他	2	1	0	3	2	66.7%

表3 特定建築物施設類型区分別耐震化の状況及び目標値

施設類型区分	昭和56年 6月以降の 建築物①	昭和56年5月 以前の建築物②		建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有 建築物数⑤ (①+③)	耐震化率 (④/⑤) 平成22年 3月現在	白河市 耐震改修 促進計画の 目標値 (平成32年 度)	福島県 耐震改修 促進計画の 目標値 (平成32年 度)
		耐震性能有③						
特定建築物 (法第6条第1号)	132	70	51	202	183	90.6%	95.0%	95.0%
A類 (防災拠点施設)	5	3	2	8	7	87.5%	97.0%	97.0%
B類 (避難施設)	32	32	28	64	60	93.8%	97.0%	97.0%
C類 (緊急医療施設)	6	1	0	7	6	85.7%	95.0%	95.0%
D類 (居住施設)	74	28	21	102	95	93.1%	95.0%	95.0%
E類 (不特定多数が利 用する施設)	3	1	0	4	3	75.0%	90.0%	90.0%
F類 (多数が利用する 施設)	12	5	0	17	12	70.6%	90.0%	90.0%

表4 市が所有・管理する特定建築物施設類型区別の耐震化の状況

施設類型区分	昭和56年 6月以降の 建築物①	昭和56年5月 以前の建築物②		建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有 建築物数⑤ (①+③)	耐震化率 (④/⑤) 平成22年 3月現在	白河市 耐震改修 促進計画の 目標値 (平成32年 度)	福島県 耐震改修 促進計画の 目標値 (平成32年 度)
		耐震性能有③						
特定建築物 (法第6条第1号)	41	31	26	72	67	93.1%	95.0%	95.0%
A類 (防災拠点施設)	1	1	0	2	1	50.0%	97.0%	97.0%
B類 (避難施設)	19	15	11	34	30	88.2%	97.0%	97.0%
C類 (緊急医療施設)	0	0	0	0	0	—	95.0%	95.0%
D類 (居住施設)	20	15	15	35	35	100.0% (※)	95.0%	95.0%
E類 (不特定多数が利 用する施設)	1	0	0	1	1	—	90.0%	90.0%
F類 (多数が利用する 施設)	0	0	0	0	0	—	90.0%	90.0%

※市所有のD類(居住施設)については、既に白河市耐震改修促進計画及び県の耐震化の目標値をクリアしている。

※参考資料

法第14条第2号及び第3号特定建築物の耐震化の現状

【棟】

(法第14条第2号 及び第3号)		昭和56年5月 以前建築物	耐震診断 実施棟数	耐震診断実施率		耐震強度 不明棟数	
				診断実施率 (%)	基準満足棟数		基準不足棟数
2号	合計	7	0	0.0%	0	0	7
	公共	0	0	—	0	0	0
	民間	7	0	0.0%	0	0	7
3号	合計	24	1	4.2%	1	0	23
	公共	1	1	100.0%	1	0	0
	民間	23	0	0.0%	0	0	23

注) 基準満足棟数は、耐震補強により基準を満たしたものを含む。

※法第14条第2号及び第3号特定建築物の診断実施率については、平成28年3月現在の棟数を基準に算出した。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化の促進には、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題や地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。こうした所有者等の取組を可能な限り支援する観点から市は、所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担の軽減のため、必要な制度の構築や施策を講じ、耐震改修等の実施の阻害要件となっている問題の解決に努めることを基本方針とします。

(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断や耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に取り組むとともに、社会資本整備総合交付金、福島県安全安心耐震促進事業、福島県安全耐震サポート事業を活用するための環境整備に努めます。

まず当面は、民間木造住宅の所有者が、自ら居住する木造住宅の耐震診断を行う場合に、その費用の一部を負担する制度である「白河市木造住宅耐震診断者派遣事業」と、耐震診断によって耐震性がないと診断された木造住宅の耐震改修費用の一部を負担する制度である「白河市木造住宅耐震改修支援事業」などにより、木造住宅の耐震化促進に努めてまいります。

白河市木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準により建設された戸建住宅(昭和56年5月31日以前に着手) ・所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
診断費用の国、県、市の負担	耐震診断費用 国 1/2 県 1/4 市 1/4
個人負担	若干額 (個人負担額は概ね診断費用にて発生する消費税額程度。)

白河市木造住宅耐震改修支援事業の概要

対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断により耐震性がないと診断された戸建住宅 ・所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
診断費用の国、県、市の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・上部構造評点を1.0以上にする一般耐震改修工事費の1/2以内かつ上限100万円まで ・上部構造評点を0.7以上1.0未満にする簡易耐震改修工事費の1/2以内かつ上限60万円まで ・寝室など部分的な居室の工事を行う部分耐震改修工事費の1/2以内かつ上限60万円まで

(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

① 木造住宅耐震診断者派遣事業における適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制(建築士と大工の2名以上)、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

② 市民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する制度等の広報活動を、市広報誌やホームページにて行うことはもとより、防災関連記事等の市広報誌への掲載に努め市民の防災意識の向上を促します。

③ 耐震診断・改修の技術力の向上

市は、福島県と連携しながら、市内に事務所や営業所等を有する建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力の向上を図るための各種講習会等への参加の呼びかけや耐震診断や改修に関する情報の提供を行います。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

① 事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県南部地震、平成23年3月の東日本大震災の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が改めて指摘されていることから、福島県と連携しながら被害が発生する恐れがある建築物の把握に努めてまいります。

② 大規模地震発生時の対応

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要となった場合は、白河市地域防災計画に基づき、判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を受けられるよう、その体制の整備に努めます。

さらに、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制の整備についても検討いたします。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

① 優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において災害復旧の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物
- ・ 木造住宅

②優先的に耐震化すべき区域

優先的に耐震化すべき区域は、白河市地域防災計画一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第11節第1に定める緊急輸送路及び同編同章第12節第2に定める避難所の沿道とします。

(6)ブロック塀等の安全対策について

①ブロック塀等の安全についての支援策

市民に対し既存のコンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀(基礎を含む)(以下、「ブロック塀等」という)の安全対策の必要性、重要性について積極的に普及啓発に取り組むとともに、安全確保を促進するための環境整備に努めます。

具体的な事業として、市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等で建築基準法に適合しない、又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却、建替え、改修に対して費用の一部を負担する制度である「白河市ブロック塀等改修助成事業」を実施することで、ブロック塀等の安全対策を支援してまいります。

②事業の対象となるブロック塀等が面する避難路

事業の対象となるブロック塀等が面する避難路は建築基準法第42条に定める道路とします。

これは、同法に定める道路は建築物の敷地に必ず接道するもので、住民の避難や緊急車両の通行の妨げにならないよう安全を確保する必要性が高いためです。

白河市ブロック塀等改修助成事業の概要

対象となるブロック塀等	市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等で建築基準法に適合しない、又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等
補助対象となる事業	ブロック塀等の除却、建替え、改修に要する費用
補助金の額と負担割合	補助対象事業に要する経費の3分の2以内かつ15万円以内の額。 (1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て。) 国 1/3 市 1/3 個人 1/3

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

市は、白河市耐震改修促進計画の策定公表後速やかに、優先的に耐震化すべき区域の建築物、道路等を記載した地図の作成に努めます。また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）」の作成を検討します。

(2) 相談体制の整備

市建築住宅課を窓口として耐震診断の申し込みや各種補助事業の申請のほか、必要に応じて建築の相談などに応じることができるよう体制の整備に努めます。なお、相談の中で技術的なものは福島県県南建設事務所、家具の転等防止等災害予防全般に関するものは福島県生活環境部県民安全総室や福島県県南地方振興局県民生活課、耐震改修関連のリフォーム工事等に関するトラブルについては福島県生活環境部消費生活課及び建設工事紛争処理グループ並びに、財団法人 住宅リフォーム・紛争処理センターと連携して対応することとします。

(3) パンフレット及びホームページ、広報誌の活用

福島県等で作成している耐震改修に必要な最新の情報及び今後作成される耐震改修等を促進するための各種パンフレットの活用や、耐震診断等関連情報の市ホームページへの掲載や、建築防災週間、違反建築防止週間等の機会をとらえた市広報誌への記事の掲載など、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

(4) リフォーム等にあわせた耐震改修の誘導

住まいのバリアフリー化、間取りの変更などの増改築をきっかけに耐震化を行うことで、耐震改修の促進が効果的に図れることから、福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携しながら、各種パンフレット等を活用するなど情報の提供に努めて参ります。

(5) 町内会等地域との連携

地震防災対策の基本は、「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域住民が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯など災害の弱者になりやすい世帯の把握には町内会等地域との連携が不可欠であります。

また、町内会等地域から地震時に危険となるおそれのある箇所調査要請があったときは、市は必要に応じて、福島県の支援・協力を受け、専門家や技術者等による調査・点検を行うとともに、これを通しての耐震診断や耐震改修の普及啓発に努めます。

5 その他

耐震改修促進計画を実施するにあたって、必要となる市の要綱等については、その都度定めるものとします。

※参考資料2 建築物用途区別施設類型区分について

(法第14条第1号)

法第14条第1号区分 (用途区分)	建築物用途区分	施設類型区分
A1	学校(幼稚園)	B類 (避難施設)
A2	学校(小中学校)	B類 (避難施設)
A3	学校(A1、A2以外その他)	B類 (避難施設)
B	体育館	B類 (避難施設)
C	病院	C類 (緊急医療施設)
D	劇場	E類 (不特定多数が利用する施設)
E	観覧場	E類 (不特定多数が利用する施設)
F	集会場	B類 (避難施設)
G	展示場	E類 (不特定多数が利用する施設)
H	百貨店	E類 (不特定多数が利用する施設)
I	事務所	F類 (多数が利用する施設)
J	老人ホーム	B類 (避難施設)

※参考資料3 建築物用途区分別施設類型区分について

(法施行令第6条第1項)

法第6条第1号区分 (用途区分)	建築物用途区分	施設類型区分
1	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	E類 (不特定多数が利用する施設)
2	診療所	C類 (緊急医療施設)
3	映画館又は演芸場	E類 (不特定多数が利用する施設)
4	公会堂	B類 (避難施設)
5	卸売市場又はマーケットその他の物品販売を営む店舗	E類 (不特定多数が利用する施設)
6	ホテル又は旅館	D類 (居住施設)
7	賃貸住宅(共同住宅に限る)寄宿舎又は下宿	D類 (居住施設)
8	老人短期入所施設、保育所、身体障がい者福祉ホーム等	B類 (避難施設)
9	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センター等	B類 (避難施設)
10	博物館、美術館又は図書館	E類 (不特定多数が利用する施設)
11	遊技場	E類 (不特定多数が利用する施設)
12	公衆浴場	E類 (不特定多数が利用する施設)
13	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	E類 (不特定多数が利用する施設)
14	理髮店、呉服店、呉服表産、靴作りの他にこれらに類するサービス業を営む店舗	E類 (不特定多数が利用する施設)
15	工場	F類 (多数が利用する施設)
16	車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	E類 (不特定多数が利用する施設)
17	自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	E類 (不特定多数が利用する施設)
18	市庁舎など公益上必要な施設	A類 (防災拠点施設施設)